

令和六年能登半島地震の被災地域における 経営事項審査の特例的な取扱いについて

競争参加資格申請にあたって、経営事項審査は申請書類の提出日の1年7月前の日より後の決算日を審査基準日とするものであって、かつ、申請する日の直前に受けたものでなければならないこととしています。

ただし、令和6年能登半島地震に係る申請の特例として、能登半島地震の影響を受けた建設業者（令和6年度能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和5年10月29日から令和6年8月30日までの間に終了するもの）については、令和4年10月29日以降の日を審査基準日とするもの（令和4年10月29日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書（総合評定通知書）が複数ある場合は、そのうち最新のもの）であれば申請が可能です。

期間	令和7年3月31日まで
----	-------------